

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会

座長 田中 滋 様

社団法人 日本社会福祉
会 長 山村



介護支援専門員の資質向上と今後のあり方について

この度、介護支援専門員の資質向上と今後のあり方について、本会としての見解を下記のとおりまとめましたので、意見を述べさせていただきます。

記

1. 介護保険法における「自立支援」とそれに向けたケアマネジメントのあり方について

ケアマネジメントは、利用者の社会生活上の個別的なニーズとそれを充足するためのフォーマル／インフォーマルな社会資源とを結びつけ、あるいは利用者自身のもっている強さを引き出しながら、利用者の社会生活における自立と生活の質を高めるものである。ケアマネジメントはソーシャルワークの1つの方法であり、ソーシャルワークの専門的基盤となる知識や技術には、介護保険法をふまえてケアマネジメントを行う介護支援専門員にとっても有益なものがある。ソーシャルワークは、個別の支援にとどまることなく、地域の社会資源の活用や開発、社会変革を視野にいれた実践であるところにその特徴がある。

「自立支援」とは、社会福祉基礎構造改革において「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援する」とあるように、利用者のADLの改善のみならず、地域における主体的生活を支援することである。介護保険法においても、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」と明示されている。

この「自立支援」に資するケアマネジメントを実践するためには、利用者の有する力（意欲、他者との関係性、思考、知識、自己決定、サービス活用等）を高めるとともに、利用者のニーズに適合した多様な社会資源を利用者が活用できるように支援することが不可欠になる。このようなエンパワメントアプローチによるケアマネジメントによってこそ、利用者の尊厳を保持した介護保険制度の持続的運用を実現できると考えられる。

そして、このような「自立支援」を可能にするケアマネジメントを介護保険制度において実践するためには、介護支援専門員が自立やエンパワメント等に関する基本的な知識および技術の習得、実践できる環境整備等が必要である。

2. 介護支援専門員の支援のための地域ケア会議の役割強化について

地域で尊厳あるその人らしい生活の継続を可能にする地域包括ケアの実現に向けて、介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを実践できるように、地域の課題を把握するとともに、地域包括支援ネットワークの構築を強化するために、「地域ケア会議」を活用することが重要である。

そのためには、まず「サービス担当者会議」と、「地域ケア会議」の概念を整理し明確に示す必要がある。

「サービス担当者会議」は利用者との契約を前提として介護支援専門員が主催し、利用者への援助の検討やサービスの調整等を行うものである。しかしながら、地域包括支援センターの総合相談にて明らかになっているように、援助を必要としながらもサービスにつなげていない高齢者は地域に多数存在している。このようなケースの検討や介護保険制度とつながっていないながらもサービス担当者以外の多様な地域資源の活用が必要なケースなどを、目的に応じて直接ケースに関係する者以外の人も参加した「地域ケア会議」にて、対象者への援助を検討すべきだと考えられる。そして、それは単に個別ケースの課題解決にとどまらず、地域課題発見、連絡調整、地域づくり・資源開発、政策形成等につながっていく。これらの機能は、介護支援専門員の専門性の向上はもとより、自立支援に資するケアマネジメントを可能にする環境整備を可能にする。つまり、個別ケースの検討から、地域包括ケアの実現が可能になると言えよう。「地域ケア会

議」では、「本人、家族、地域住民が不在」とならないようくれぐれも留意しておく必要がある。

このような「地域ケア会議」の機能を十分に発揮させるためには、主に介護支援専門員と地域包括支援センターとの良好な関係性の構築が不可欠である。「地域ケア会議」をケアプラン評価点検の場とすることは、この関係性の構築および持続を阻害すると考えられるとともに、課題の隠蔽にもつながる可能性が高い。また、「サービス担当者会議」の実施に加え、ケアプラン点検評価のための会議への参加が必要となると、介護支援専門員や地域包括支援センター職員の事務負担が増大すると考えられ、「自立支援」に資するケアマネジメントの実践を阻害すると考えられる。ケアプラン評価点検を目的とする活動は、「地域ケア会議」とは別に、保険者が実施すべき事項だと考える。

「地域ケア会議」は個別ケースの検討を基本としながらも、その目的および開催レベルに応じて、検討方法の多様性を認めるべきである。例えば、担当圏域の「地域ケア会議」による複数の個別ケースの検討によって明らかになった地域の課題については、市レベルの「地域ケア会議」にて地域の課題として検討する等が考えられる。このように、自治体の状況に応じた「地域ケア会議」の重層的な活用が必要だと言える。

3. 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務（要支援者の介護予防サービス計画作成業務）について

地域包括支援センターにおいて「介護予防支援業務」が、「総合相談支援」「権利擁護」「包括的継続的ケアマネジメント」の業務を圧迫している現状がある。そこで地域包括支援センターが担うべき業務から、「介護予防支援業務」をはずし、「総合相談支援」「権利擁護」等の業務が適切に実施できるような体制整備をはかるべきである。「介護予防支援業務」については、各市町村の老人保健事業等において行うとともに、指定介護予防支援事業を居宅介護支援事業所において、直接契約し、給付管理できる制度に変更することが必要である。

4. 主任介護支援専門員の役割について

利用者の有する能力に応じた自立支援を目指したケアマネジメントを行うには、単なる介護保険サービスの調整・給付管理だけでは足りないようなケースに対しても、どのように本人の意欲や力を引き出し、周囲の環境や地域の社会資源との関係調整を行い、支援を展開していくかについて、適切なスーパービジョンが行える主任介護支援専門員の役割が重要となる。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が、まず個々の事業所内でスーパービジョンが行える地域環境をつくとともに、主任介護支援専門員不在事業所に対し地域包括支援センター主任介護支援専門員の支援体制を強化するために、地域の専門職の横の連携体制やケアマネジメント基盤の整備・構築に取り組む必要がある。

5. 居宅介護支援事業所の指定を市町村とすることについて

居宅介護支援事業所の指定を市町村とすることについて、住民に身近な市町村に権限が委ねられていく方向性は理解できる。なお、具体的に進めるにあたっては、1つの居宅介護支援事業所が、複数市町村にまたがるエリアにおいてサービス提供している場合もあるため、指導監査の場面における複数市町村間での公平性や、特に利用者に不利益となる事態が発生した際の「情報の相互共有」の仕組み等を十分検討、整理をしていく必要がある。

6. ケアマネジメントにおける医療との連携について

介護支援専門員がケアマネジメントを行うにあたっては、病院・診療所、訪問看護ステーション等の医療機関と日常的な連携体制が構築されていることが重要となる。そのためには、地域包括支援センターが「包括的・継続的ケアマネジメント」において、「介護支援専門員」「介護サービス事業者」が「医療関係機関」と日常的に顔合わせができるような機会を計画的につくり、「医療との連携強化」にむけた環境整備に取り組んでいく必要がある。

7. 介護支援専門員の専門性（知識・技能）の向上について（実務研修受講試験、研修カリキュラム等）

介護支援専門員の専門性（知識・技能）を向上させるためには、現行の都道府県レベルで実施されている研修カリキュラムの他、市町村レベルの研修や事例検討会、個々の事業所内あるいは地域包括支援センターの主任介護支援専門員が行うスーパービジョンの仕組みづくり、専門職団体が行う研修等を構造的に組み合わせて支援していく必要がある。

また、「自立支援を目的としたケアマネジメント実践が十分行われていない」と指摘される背景には、「介護支援専門員の力量の問題」以外にも、「保険者である市町村や関係職種による介護支援専門員業務への理解不足」「連携・ネットワークを念頭に置いた高齢者介護に関わる各種専門職の教育、研修の不足」「市民に対する周知の不足」等が存在する。ケアマネジメントを効果的に実施するためには、その環境を整備することが必要であり、現状で不足しているものは、「利用者の有する能力に応じた自立支援」「自立支援のための連携」に関わる関係者（本人、家族、地域住民、フォーマルな支援者、インフォーマルな支援者になる可能性がある人）、主治医を含む医療関係者等に対する周知・啓発である。「地域包括ケア」の理念の下、こうした啓発活動を保険者の責任として行っていく必要がある。

8. 介護保険施設における介護支援専門員のあり方について

介護保険施設入所者や居住系サービス利用者のケアマネジメントを担うのは、施設外の地域で活動する居宅介護支援事業所の介護支援専門員であるべきと考える。施設・居住系サービスを利用して生活する場合でも、「中立性」「公平性」の観点から、施設外の介護支援専門員が、地域の中で暮らす利用者としての権利の「擁護者」としての役割を担う必要がある。また、介護保険施設等の生活（支援）相談員には、入居者の権利擁護に配慮した専門的相談援助技術と高い倫理性を踏まえ、施設内外の社会資源を見通した全体的な調整を行う必要がある。そのため、介護保険施設においては施設内でソーシャルワーク機能を担う、生活（支援）相談員が、施設内外の関係調整を行い、介護支援専門員の業務を支援することが望ましい。

介護保険施設における利用者のケアマネジメントにおいて虐待の防止等の権利擁護が重要になる。利用者のニーズや障害を踏まえたケアプラン策定や介護の質の向上、第三者委員やオンブズマンを活用した苦情対応等の開かれた施設運営の構築等を通じて虐待の未然防止や早期発見の取り組みを進めるとともに、虐待が発生した場合は関係行政と連携して被虐待者の保護と再発防止のための施設改善の取り組みが求められる。施設における高齢者虐待の問題に関しては、本会は2011年に「市町村・都道府県のための養介護施設従事者による虐待対応の手引き」を作成し、今後も検討を進めていく所存である。

以上